

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

公立学校臨時的任用教職員取扱要綱の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、管内学校長に周知するとともに、適切な取扱いをしてくださいますようお願いします。

記

1 改正の内容

（1）60 歳超臨時的任用教職員の給料月額の特例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号）第 26 条の規定により、任命権者が定めることとされている 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以降に任用された臨時的任用教職員の給料月額について、職務の級 1 級の適用を受ける再任用職員の給料月額とする。

（2）文言の整理

任用手続において使用する申請書（別紙様式第 1 号）から、不要な字句を削除する。

2 施行日

令和 2 年 5 月 25 日から施行し、1 の（1）は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

3 取扱要綱の改正

1 の改正に伴い、次の通知を別添のとおり改正する。

- ・「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」（平成 16 年 3 月 24 日付け 15 高教職第 1501 号）（別添）

第 5 給与等の一部を改正する。

別紙様式第 1 号中、支弁費目及び予算残額の欄から「(賃金)」の字句を削除する。